

活動状況報告（7月）

学生留学コース 5期生 上野 瞭子

フランスの気候は、世界で騒がれている程、気温は上昇しておらず、反対に、最高気温が 25 度以下ととても快適な天気が続いています。

さて、7月には、橋本国際法律事務所インターンシップをしました。インターンシップの制度について、日本とフランスとで異なる点は、インターンシップ先と大学とのインターンシップ契約(労働時間や働き方などの取り決め)が必須であるということです。このようにして、大学は労働についてあまり知識のない学生をサポートしてくれます。

さて、私は、実務を見学することで、国際社会で必要な交渉力の向上に繋がると考え、橋本国際法律事務所のインターンシップに参加しました。橋本国際法律事務所は、フランスで初めて設立された日本人弁護士事務所として日本とフランスの弁護士資格を有している日本人やフランス人が在籍しています。在仏日本人弁護士事務所の最大のメリットは、所属している弁護士が、日本語を母国語としている、あるいは、得意としているため、フランスで起きた法的問題について日本人が頼りやすいというところにあります。実際、依頼内容は、日仏間カップルの離婚問題や、在仏日系企業の労働問題、日仏間企業の取引上の問題などが挙げられます。

特に興味深かったのは、日本人とフランス人とは、自己の権利に対する考え方が異なることです。たとえば、在仏日系企業の労働問題では、「働き方」に対する感覚が異なりました。フランスで働く人々は、契約内容を重視し、自己の権利を強く主張してきます。フランス人に役職を与えた日系企業は、彼らにその役職に見合った労働を期待しますが、フランス人は、労働契約以上の働き(残業など)を拒否します。これに対して、契約内容や法律を基に様々な視点から検討することによってなされた弁護士の助言は、とても参考になりました。

弁護士の実務を間近で見学するだけでなく、実際に弁護士業務に携わることもできました。たとえば、イギリス法を準拠法とした契約に関する訴訟を手伝わせていただき、イギリスの判例を調べ、まとめるなどの作業をしました。もっとも、過去の判例には、私たちが求めているようなはっきりとした解釈があまり見られず、弁護士と共に議論し合いながら自分たちの裁判で有利になるように進めていくという過程はとてもやりがいのあるものでした。

所属弁護士は、自己のルーツは日本であるものの長年フランスに住んでいるため、実務以外の場面においても、彼らが理解できない日本の制度について、意見を聞くこともできました。これらの経験は、国際的なコミュニケーション能力の向上につながったと思います。

以上のように、大学では学べない現在進行形で起きている法的問題について、学ぶことができました。そして、将来国際弁護士として働くというモチベーションにもつながりました。

この留学は、これで最後になります。最初は、言語や文化の違いでコミュニケーションが上手いかず、精神的に辛い時期が多かったです。しかし、数多くのコミュニケーションを取ることで、さまざまな考え方を取り入れることができました。それはあえて作られた場で、ではなく、雑談の中で、です。このような経験は、オンライン上ではではない、現地留学ならではのメリットだと思います。

日本に戻ってからも、現地で学んだことや感覚を忘れず、自己の目標が実現できるようにより一層勉学に励みます。

約1年間、ありがとうございました。

